

「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの募集結果について

平成26年11月27日
国土交通省
土地・建設産業局建設業課

国土交通省では、平成26年8月28日から平成26年9月26日まで、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を実施しましたところ、8件のご意見を頂きました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下の通りまとめましたので公表いたします。なお、ご意見につきましては、とりまとめの便宜上、分割や集約をさせていただいております。また、今回のご意見の募集の対象となっていない事項に関しましても、今後の施策の参考とさせて頂きたいと考えております。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政に御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○寄せられたご意見の概要と国土交通省の考え方

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>○許可申請書等の様式の見直しについて</p> <hr/> <p>・上場企業では、株式の持分比率は市場取引により日々変動するとともに、株主の要件を企業側が審査することが出来ないため、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等」から暴力団員等を排除することは実質不可能。</p> <p>また、「株主等」の「等」の定義を具体的に示す必要がある。</p>	<p>御意見は今後の運用の検討にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>また、「株主等」とは、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいい、様式第1号別紙1の下端にこの旨記載しております。</p>
<p>・上場企業では、株式の持分比率は市場取引により日々変動しているため、上場企業については、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等」の変更届に</p>	<p>「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」につきましては、当該状況を確認した時点での変更届出書の提出で足りるように運用することを検討してい</p>

<p>については提出のタイミング等について運用を検討すべき。</p>	<p>ます。</p>
<p>・許可申請書の記載事項等の対象となる「役員等」について、相談役、顧問等の定義を明確にすべきである。例えば、技術相談役や法律顧問などの扱いはどうすればよいのか。</p>	<p>相談役、顧問については必ず記載していただきます。また、技術相談役や法律顧問などについては、名称を問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者である場合に記載をいただくこととなります。</p>
<p>・申請様式の変更に伴い、書類提出者に対する負担が生じるため、周知期間や変更内容について適切な説明が必要。</p>	<p>様式の変更を含む今回の改正は、平成27年4月1日より施行となり、5ヶ月間の周知期間を設けているところです。今後も、改正内容については適切な施行に向け、周知に努めて参ります。</p>
<p>○許可申請書等の閲覧対象の限定について</p>	
<p>・経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）、専任技術者証明書（様式第8号）を閲覧対象外にした結果、閲覧者は許可業者の客観的な信用性をどのように判断するのか。</p>	<p>ご指摘の証明書に関しては、引き続き提出を求めていくものであり、許可行政庁において適切に審査されることが想定されます。また、閲覧制度の見直しに伴い、様式第1号別紙1「役員等の一覧表」に経營業務の管理責任者である者が明確になるよう欄を設けるとともに、営業所専任技術者の一覧表を許可申請書の別紙（様式第1号別紙4）として追加し、これらについては閲覧可能としているところです。</p>
<p>・国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）が閲覧対象から除外されると、施工能力に関する情報が一部提</p>	<p>国家資格者等・監理技術者一覧表には、個人情報が含まれているところ、閲覧者の利便性や申請者の負担等を総合考</p>

<p>供されなくなることになり、閲覧制度の本来の目的が達成されなくなる恐れがあるのではないか。</p>	<p>量した結果、閲覧の対象から除外するものですのでご理解いただければと存じます。</p>
<p>・登記所において一般に公開されている法人の登記事項証明書まで閲覧対象から除外することは、閲覧者の利便に鑑みれば、過度な個人情報保護ではないか。</p>	<p>建設業の許可に係る書類の閲覧という観点から閲覧対象を包括的に検討した結果、法人の登記事項証明書には個人情報が含まれているため、閲覧の対象から除外するものであります。</p>
<p>・定款においても役員が記載されている事があり、閲覧に供されると、個人情報を保護する趣旨に沿わないのではないか。</p>	<p>今般の改正においては、省令における様式上又は一般的に個人情報が含まれていると解される書類について閲覧対象から除外したものですので、ご理解いただければと存じます。</p>
<p>・個人情報が含まれないのであれば、閲覧者を特定した上で、建設業許可申請書類の閲覧をインターネットにて可能にしてはどうか。</p>	<p>現行も今回の制度改正後も、建設業者の受けている許可の種類、代表者の氏名、電話番号、資本金、営業所等の情報は、国土交通省の検索システムにより、個人のパソコン等を用いてインターネット上で検索することが可能です。</p>
<p>○その他建設業の許可に関する事務の見直しについて</p>	
<p>・国土交通大臣許可業者に関する申請書類の削減として、従たる営業所のある都道府県の数分の写しについては不要とすると、当該都道府県において、災害時等や入札参加申請時の確認のとき等に国土交通大臣許可業者のデータを把握できなくなるのではないか。</p>	<p>今回の改正にあたり、改正案を都道府県にも照会させていただいておりますが、ご指摘のような問題について都道府県からは御意見をいただいております。したがって、ご懸念にはあたらないと考えております。</p>
<p>・営業所専任技術者の要件を満たすことを証する書類としての監理技術者資格者</p>	<p>運用につきましては、御意見も踏まえまして、引き続き検討して参ります。</p>

<p>証について、申請時点で既に有効期間を超過している監理技術者資格者証についても認めるなど運用上の配慮をお願いしたい。</p>	
<p>○経営事項審査の客観的事項の見直しについて</p>	
<p>・ 標題の「技能労働者等」の「等」には女性技術者（技能者）が含まれるのか。</p>	<p>経営事項審査の審査項目においては性別を問わず「若年技術者、技能労働者」と規定いたします。</p>
<p>・ 分子となる若年技術職員を増やすよりも、分母を構成する若年技術職員以外の技術職員（例えば熟練の実務経験者など）を減らすことで若年技術職員の割合を高くするインセンティブを有する加点としないよう望む。</p>	<p>ご指摘のような状況が起きにくい配点にするよう配慮いたします。なお、技術職員については、現行、既にその数について技術力の項目において評価しているところ、今般の改正では若年技術職員の育成・確保の状況については付加的な要素として二重評価することとしており、ご指摘のような、若年技術者以外の技術者を減らすインセンティブとはならないと考えます。</p>
<p>○建設業者団体の届出制度の見直しについて</p>	
<p>・ 都道府県の条例等により、取組の内容を都道府県知事にも届け出ることができることとし、都道府県知事は当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとするべき。</p>	<p>ご指摘のような取り組みを各都道府県において任意で行うことも可能です。</p>